

育児用品購入費助成について

町では、育児の経済的な負担軽減のために育児用品の購入に係る費用を助成します。



1. 対象者

軽米町に住所を有する者で、満1歳に満たない乳児の保護者または養育者

対象となる場合の例

- 令和6年4月1日以降に産まれた乳児で、町内に住所を有する者
- 乳児等の保護者または養育者も町内に住所を有する
- 転入した場合には、転入した日の属する月の翌月分から助成

対象とならない場合の例

- ×住所が町内にない者
- ×転出等により町外在住となった場合は、転出月の末日で助成を終了
(育児用品購入費助成返還申請書の提出が必要です)

2. 助成額と支払方法

生後2か月から1月あたり4,000円の助成

※原則口座振込で、上半期（生後2か月～生後6か月）と下半期（生後7か月～生後11か月）の2回に分けて申請書に記載されている金融機関の口座に振込します。



3. 申請方法

申請先：健康福祉課 健康づくり担当（健康ふれあいセンター内）

《 申請に必要なもの 》

- ① 軽米町育児用品購入費助成事業交付申請書
- ② 振込先情報（金融機関名、支店名、口座番号）（上記申請書に記入）
- ③ 振込先金融機関の通帳のコピー（持参いただければこちらでコピーします）
- ④ 母子健康手帳

4. 申請時期

生後3か月から1歳6か月に達する日までに申請してください。

